

営利使用基準

- (1) 商品の販売（サービスの提供を含む）・購入若しくは宣伝のために使用する時
 - (2) 業として、入場料、受講料、会費等を徴収する時
 - (3) 入場者と契約行為を行うために使用する時
 - (4) 販売、放送することを目的として、撮影・録音のために使用する時
 - (5) 顧客を対象にした催事や会議等を行うために使用する時
 - (6) 委任、代理、請負、取次等の関係にある催事や会議等を行うために使用する時
 - (7) その他上記に準じる場合
- （詳しくはお問い合わせください）